業務説明資料

1 件名

横浜ダンスパラダイス企画制作運営等業務委託

2 事業の実施目的

横浜市は、「文化芸術創造都市」として、現代アートの国際展「横浜トリエンナーレ」、ダンスフェスティバル「Dance Dance O YOKOHAMA」、音楽フェスティバル「横浜音祭り」といった横浜らしい特色ある芸術フェスティバルを開催しています。2021年は、4回目のダンスフェスティバル「Dance Dance O YOKOHAMA 2021 (仮称)」(以下「DDD2021」という。)を開催する予定です。

「横浜ダンスパラダイス」は、横浜の「街」そのものを舞台として、市内に広がる横浜らしい景観を活かし、公園、商業施設や駅前広場などの横浜ならではオープンスペースで実施するステージイベントです。

「DDD2021」の市民参加事業として、国籍、世代、ジェンダー、障害の有無を越えてオールジャンルのダンサーが参加し、参加者自身が原動力となってフェスティバルを盛り上げる当事者として賑わいを生み出すことを目的に実施します。

また、2021年夏季に開催される東京 2020 オリンピック・パラリンピック (以下「東京 2020 大会」という)を機に横浜を訪れた訪日外国人など、多くの市内外の方々に、日本伝統文化やポップカルチャーなど、日本の多様な文化を発信し、東京 2020 大会開催会場都市として大会を盛り上げます。

3 事業の実施内容

「東京 2020 大会」及び「DDD2021」の開催期間の週末を中心に市内の人々が賑わうオープンスペースでプロ・アマを問わないオールジャンルのダンサーがパフォーマンスを行うステージイベントを展開します。

10月16日(土)は、横浜ダンスパラダイスのクロージングイベントとして、みなとみらいエリアの複数会場で同時にダンスステージを開催します。最後は、メインステージであるグランモール公園美術の広場に出演者が集結し、オリジナルダンス「レッド・シューズ※1」を皆で踊り、横浜ダンスパラダイスを盛大に締めくくります。

なお、横浜ダンスパラダイスの事業イメージについては、Dance Dance @ YOKOHAM の公式 HP に掲載されている「Dance Dance @ YOKOHAMA2018」事業報告書(20~27頁)を参考にすること。

※1 オリジナルダンス「レッド・シューズ」について

前回のダンスフェスティバル「Dance Dance Dance @ YOKOHAMA 2018」において制作した、近藤 良平氏の振付による、誰もが楽しく参加し、踊れるオリジナルダンス。

4 開催概要

(1) 期間 令和3年7月17日(土)~10月16日(土)の土休日(※2) (上記期間のうち計25日35ステージ程度の開催を予定。) なお、屋外会場は荒天中止とする。 (2) 時間 13 時~17 時の間で実施

(東京 2020 大会期間は一部のステージで 15~20 時の間で実施予定)

(3) 会場 横浜市内全域(※2)

(4) 出演者 公募により募ったアーティスト、ゲストアーティスト

(5) ジャンル オールジャンル (ジャンル不問)

(6) 全体事業規模(見込) 2018年開催(横浜ダンスパラダイス)の実績単価を基にした想定では、

約38,000千円(税込)令和2年度:3,000千円(企画、準備費)

令和3年度:35,000千円(制作運営·警備業務)

(7) 目標値 来場者数 延べ45,000名以上

応募組数 400組以上

出演組数 300 組程度の見込み

※2 開催日程及び開催会場は下記表のとおり。

約3か月間の長期的なイベントになるため、会期を二つに分け、それぞれ特色を設けて開催する。

	横浜ダンスパラダイス	
	一部	二部
期間	東京 2020 大会期間	DDD2021 期間
	7月17日(土)~9月5日(日)	9月11日(土)~10月16日(土)
特色	・東京 2020 大会の機運醸成	・DDD2021 の盛り上げ
	・都心臨海部を中心に開催	・横浜市内全域で開催
	・日本の多様な文化の発信	・生演奏とダンスのコラボレーション
	・生演奏とダンスのコラボレーション	・グランモール公園 美術の広場でのオリ
	ナイトタイムエコノミーを意識した夕刻	ジナルダンス「レッド・シューズ」の群舞
	からのステージ開催(計3回)	
<u>日程</u>	7月 17日(土)・18日(日)・22日(木・祝)・	9月 18日(土)・19日(日)・20日(月・祝)・
	23 日(金・祝)・24 日(土)・25 日(日)・	23 日 (木・祝)・25 日 (土)・26 日 (日)・
	31 日(土)	10月2日(土)・3日(日)・9日(土)・
	8月 1日(日)・7日(土)・8日(日)・	10日(日)・16日(土)
	21 日(土)・29 日(日)	
	9月 4日(土)・5日(日)	
<u>会場</u>	・イセザキ・モール 1・2st.	・クイーンズスクエア横浜 クイーンズ
※五十音順	・関内マリナード地下街マリナード広場	サークル
※開催日時と開	・クイーンズスクエア横浜 クイーンズ	・クイーンズスクエア横浜 クイーンズ
催会場の組み合	サークル	パーク
わせは今後決定	・グランモール公園 円形広場	・グランモール公園 美術の広場
<u>※1日2会場以</u>	・JR 桜木町駅 駅前広場	・こどもの国
上になる場合が	・日産グローバル本社ギャラリー	・JR 桜木町駅 駅前広場

あります。

- ・日本大通り
- 馬車道商店街
- ・MARK IS みなとみらいグランドガレリア
- ・みなとみらい駅改札外コンコース みらいチューブ
- ・元町ショッピングストリート
- ・山下公園 バルコニー
- ・横浜港大さん橋国際客船ターミナル
- ・横浜駅 新都市プラザ
- ・横浜駅 西口エリア
- 横浜ハンマーヘッド
- 横浜ベイクォーター
- ・ランドマークプラザ サカタのタネガー
- デンスクエア

• JR 戸塚駅 駅前広場

- ・たまプラーザテラス フェスティバル
- ・日本丸メモリアルパーク
- ・三井アウトレットパーク横浜ベイサイド
- ・横浜市役所アトリウム
- ・横浜三井ビルディング
- ららぽーと横浜
- ・ランドマークプラザ サカタのタネガー デンスクエア

5 業務概要

横浜ダンスパラダイスの企画、制作運営、警備、広報、事務局等(以下「本業務」)についての業務です。受託者として選定された事業者には、令和2年度に企画業務及び実施準備業務を行っていただき、原則として、令和3年度は企画に基づく準備、運営管理等の実施に必要となる各種業務を行っていただく予定です。

ただし、DDD2021 は、令和3年度横浜市各会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする案件ですので、予算の議決がなされないときは成立しません。

また、令和3年度事業計画と予算が横浜アーツフェスティバル実行委員会において承認されること も停止条件とする案件ですので、承認がなされないときは成立しません。

6 業務内容

本業務は、「2 事業の実施目的」や「3 事業の実施内容」を踏まえ、次のとおり行うこと。

- (1) 令和2年度業務について
 - ア 横浜ダンスパラダイスの全体構想及び企画業務
 - (ア) 横浜ダンスパラダイスの全体構想
 - ・受託者は、委託者及び「DDD2021 (仮称)」企画アドバイザーと定期的に打ち合わせを行い、 横浜ダンスパラダイスの全体構想及び企画の調整をすること
 - (イ) 業務実施スケジュールの作成
 - (ウ) 運営・警備基本計画の作成
 - イ 出演者公募準備業務
 - (ア) 出演者の募集要項を作成
 - ・応募手段については Web エントリーやメール、郵送に対応すること。その他、費用対効果と幅広い世代からの応募を受け入れられる体制を考慮し協議の上、決定すること。

- (イ) 出演者募集チラシのデザイン・印刷業務
- (ウ) 出演者募集チラシの配架先確保及び発送、並びに出演可能性のあるダンス団体への情報提供
 - ・委託者が指定する市内の施設(160 箇所※文化観光施設、公会堂、地区センター)への募集チラシ発送も含む。
 - ・募集チラシ(A4マット紙)は施設ごとに20枚を3月末に発送する予定。
- (エ) 運営事務局の開設準備業務
- (オ) 特設 Web サイト開設準備業務
 - サーバー、ドメインは委託者が手配する。
 - ・Web サイトのデザインコンセプト・構成については、委託者の方針に沿って決定する。
- (カ) その他募集に関わる必要な業務

ウ 広報業務

- (ア) 横浜ダンスパラダイスの PR 動画の作成
- (イ) 出演者募集に向けた広報業務
 - ・市内のみならず市外を含め広く参加者を募るため、SNS やラジオやテレビ、新聞等のメディアを有効に活用すること。
- (2) 令和3年度業務について
 - ア 横浜ダンスパラダイス運営事務局の運営
 - (ア) 出演者及び一般問合せ対応。
 - (イ) 問合せ用の電話回線(1回線以上)を確保すること。
 - (ウ) 応募及び一般問合せ状況における報告(週1回)

〈スケジュール〉

募集告知開始 : 令和3年4月1日(木)

出演者募集期間:令和3年4月1日(木)~5月14日(金)

事務局設置期間: 令和3年4月1日(木)~10月29日(金)9:30~18:00

※土日・祝日は休業。但しイベント開催日はイベント終了時間まで電話対応を行うこと。

- イ 出演者募集及び、出演者にかかわる業務
 - (ア) 出演者応募情報の取りまとめ・管理
 - ・応募情報は適時委託者と共有すること。
 - (イ) 出演者の選定業務
 - ・受託者は、委託者と協議の上、出演者を選定するための審査項目を決定すること。
 - ・受託者は審査項目を基に出演候補者を応募締切から2週間以内に選定し、委託者に提出する。
 - ・出演者の決定については、出演候補者を基に、委託者が行うこととする。
 - (ウ) 出演者との調整・連絡
 - 公募出演者の選考結果連絡、出演調整等
 - (エ) 出演者への説明会の運営
 - ・受託者は、会場予約及び会場費の支払いを除く、資料作成・印刷、会場設営、受付、進行、 撤去等の全ての業務を行うこと。

- (オ) 出演契約または参加同意書(経費負担、出演内容等)の作成及び締結
 - ・出演者の出演を担保するため出演日時等、費用負担、肖像権の使用等について明確にし、書面により、全ての出演者と契約または同意書を締結し、その書面を委託者に提出すること。なお、書面の内容は委託者と協議のうえ、決定する。
- (カ) 出演者向けのアンケート調査
 - ・アンケート調査項目については委託者と協議の上、決定すること。
- (キ) ゲストアーティスト出演調整
 - ・100万円の予算の範囲において、受託者が出演調整を行うことが可能なゲストアーティストを3組以上提案すること。なお、出演については委託者が決定する。
- (3) 実施運営(企画、進行、運営、警備等)にかかわる業務

ア 事業趣旨に沿った企画提案

- (ア) 東京 2020 大会を機に横浜を訪れる訪日外国人などに向けた多様な「日本文化」を発信する 要素を取り入れた企画を提案すること。
- (イ) 150万円の予算の範囲において、「横浜の「街」そのものを舞台」をテーマとして、横浜ら しい景観や横浜ダンスパラダイスの特色を取り入れたステージの企画を1つ提案すること。
 - ※「横浜の「街」そのものを舞台」とは

「DDD2021」のコンセプトの一つとして、劇場での公演だけでなく、市内に広がる横浜らしい景観などを活かした横浜ならではのプログラムを展開することを掲げている。

- ※上記予算には、会場費、出演費、運営費その他イベント実施に掛かる経費全てを含むものとする。
- (ウ) 横浜ダンスパラダイスが3か月間の長期的なイベントである事、また同時に複数の隣接した会場でステージイベントを実施する事を踏まえ、イベント当日及び横浜ダンスパラダイス 実施期間両方の視点で、来場者の回遊性を高めるための具体的な提案を行うこと。
- イ 会場及び周辺の調査並びに必要に応じた周辺施設及び周辺住民への対策等(案内文のポスティング等)
- ウ 事業実施に掛かる申請及び届出
 - (ア) 受託者は、本事業を実施するに当たり発生する、申請業務及び届出業務を行うこと。ただし、委託者での対応や調整が必要となる業務については、委託者が対応、同行するものとする。

エ 各会場の会場設計

- (ア) パフォーマンスエリア、観覧エリア及び音響等の設置については周辺の住宅、店舗、ホテル等を考慮した設計を行うこと
- (イ) 各会場の特性や許可された内容、出演者及び出演団体の人数や実施内容、曲目等を踏まえた設計を行うこと。
- (ウ) 会場の手配は委託者が行うこととする。
- オ 実施運営(進行、運営、警備等)計画の立案
 - (ア) 受託者は、本業務の実施運営に必要となる業務等を整理し、実施運営計画を立案のうえ、委託者に説明を行うこと。委託者に説明の後、本計画に基づき実施運営マニュアルの作成を行う

こと。

カ 受託者は横浜ダンスパラダイスを実施するに当たり、イベント実施時期の新型コロナウイルス 感染症対策ガイドラインに基づいて、十分な感染症対策を講じる事。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に掛かる費用は、「4 開催概要」に記載の事業規模に含まないものとする。受託者は、委託者と協議の上、感染症対策を決定し、その費用については、 委託者が別途負担するものとする。

キ 実施運営マニュアルの作成

マニュアルにおいて最低限以下の項目を盛り込むこと。

- (ア) 開催概要
- (イ) 業務担当者一覧、連絡系統図
- (ウ) 関係各所(警察、消防署等)連絡先一覧
- (エ) 会場レイアウト図
- (オ) 舞台及び設備等図面
- (カ) 実施スケジュール
- (キ) 設備等、搬入車両等の動線
- (ク) 警備誘導計画
- (ケ) 新型コロナウイルス感染症対策
- (コ) 警備員、運営スタッフ等当配置図
- (サ) 看板等掲示物レイアウト及び配置図
- (シ) 緊急時(悪天候、天災等)の避難計画や対応方法
- (ス) 会場備品一覧
- (セ) 出演者、スタッフパス (案)
- (ソ) 出演者プロフィール
- ク 進行台本の作成
- (4) 広報業務
 - ア 広報計画の策定
 - (ア) 市内のみならず市外を含め、広く来場者を集客するためにコストに見合った効果的な発信ができる広報計画を委託者との協議の上、策定する。発信・認知拡大においてラジオやテレビ、新聞等のマスメディアを有効に活用すること。
 - イ 特設 Web サイトの管理運用・情報更新
 - (ア) 対応可能デバイスは PC・スマートフォン、タブレットを想定し、ブラウザは Google Chrome、Internet Explorer、FIREFOX、Safari の最新バージョンに対応できること。
 - (イ) 日英の併記(出演者、会場、日程等)を行うこと。
 - ウ 当日パンフレットの制作・印刷、発送業務
 - (ア) 当日パンフレットはA5カラー冊子42ページを予定。
 - (イ) 委託者が指定する市内の施設(160箇所※文化観光施設、公会堂、地区センター)へのパンフレット発送も含む。パンフレットは、施設ごとに20部を7月上旬に発送する予定。
 - 工 会場装飾物制作

- (ア) イベント当日の会場に掲出するプログラムボート (A看板を想定)
 - ・日本語・英語(事業名、アーティスト名、会場名)を併記すること。
- (イ) ステージバックボード 幅 7200mm×高さ 3000mm 4 個
- (ウ) クイーンズスクエア横浜 1F クイーンズサークル用の吊り看板 幅 5400mm×高さ 900mm
- オ スタッフTシャツの制作
- (5) 舞台・備品等にかかわる業務
 - ア 舞台進行業務
 - (ア) 出演者とのステージにおける調整
 - (イ) 舞台における安全管理
 - イ 舞台設備及び音響機材等手配・設営撤去・オペレーション
 - (ア) 会場の電源環境に応じて発電機を手配すること。
 - (イ) 開催時間に応じて、照明機材を手配すること。
 - ウ MCスタッフの手配・運用及び日本語MC原稿の英訳手配
 - (ア) 日本語MCを全会場に手配すること。
 - (イ) 日本語MCに加え、5会場程度に英語MCを手配すること。なお、日本語MCが英語MCを兼ねることも可とする。
 - (ウ) 英語MCが入る会場については、日本語MCの英訳も行うこと。
 - エ 会場備品手配(テント、パイプ椅子、長机等)
 - オ 開催日における出演者の控室運営
 - (ア) ゲストアーティスト等のケータリング手配
 - (イ) 控室の備品準備、清掃等
 - カ 出演者への出演当日の飲料及び熱中症対策用品の手配
 - (ア) 夏季の開催であることを踏まえ、十分な量の飲料を手配すること。
 - (イ) 夏季の開催であることを踏まえ、適切な熱中症対策及び救護体制を整備すること。
- (6) 運営警備業務
 - ア 運営マニュアル・警備計画に沿った人員の手配
 - イ 来場者の整理整列・動線管理
 - ウ 当日パンフレット等の配布物の折込み、及び配布
 - エ 出演者及びゲストアーティストのアテンド
 - オ 各会場の来場者及び出演者数の集計
- (7) その他業務
 - ア 著作権申請補助 (申請資料作成)
 - (ア) 支払いは委託者が行うものとする。
 - イ イベント保険への加入
 - (ア) 出演者、スタッフを対象にした傷害事故にかかる保険への加入。
 - (イ) 会場により指定の保険会社がある場合には、別途加入すること。
 - ウ業務実施報告書作成
 - エ 各会場のスチール記録撮影

オ 各会場での動画撮影及び映像配信

- (ア) 各会場で最低1台カメラを設置すること。
- (イ) 必要に応じて、ポケットwifi等通信機器を手配すること。
- (8) 開催中止に伴う費用負担について

台風、暴風、地震などの天災によりプログラムを終日中止と判断した場合、開催当日に係る人 員及び機材手配等の費用負担について次の通りとする。

中止決定時期	委託者負担分
開催日当日・前日	該当費用の全額
開催前々日以前	該当費用の8割

7 成果品の作成

(1) 成果品は次のものとする。

令和2年度の委託に係る実績報告書

(2) 成果品は次の場所に納品すること。

横浜アーツフェスティバル実行委員会事務局

(横浜市中区本町 6-50-10 30 階 横浜市文化観光局文化プログラム推進課内)

(3) 本事業に係る成果品の権利は委託者に帰属するものとし、受託者はその成果品を委託者の承諾なく自ら利用し、又は第三者に譲渡してはならない。

8 履行期限

契約締結日から令和3年3月31日(水)まで

9 履行場所

横浜アーツフェスティバル実行委員会が指定する場所

10 留意事項

- (1) 本業務の実施に際しては、実行委員会事務局と十分な協議を行いながら進めることとし、本業務説明資料に記載のない事項及び疑義のある場合は、別途協議の上、決定するものとする。
- (2) 本業務の検討内容及び進行状況等について、実行委員会事務局が報告等を求めた場合、特段の 理由なくこれを拒んではならない。また、実行委員会が公表している又は実行委員会事務局が認 めた情報以外の情報を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、本業務におけるデザインについて、商標登録等されていないオリジナルのものであること及び第三者の著作権等を侵害するものではないことを保証するものとする。万一、第三者から権利侵害の訴え等が生じたときは、受託者は自己の責任においてこれを解決するものとする。
- (4) 本業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせることは認めない。また、本業務の一部を第 三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ実行委員会の承諾を得なければな らない。

- (5) 本業務の成果物に係る使用権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、写真・イラスト等を含め、全て実行委員会に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。また、実行委員会が2次利用を含めて、これを自由に使用できるものとする。これにより受託者に生じた、いかなる損害についても実行委員会は責任を負わないものとする。
- (6) 受託者は、委託者と週1回から2回程度、定期的に協議を行い、業務を進めていくこと。ただし、進捗状況等を委託者及び受託者で協議し、定期的な協議の実施が難しいと判断した場合にはこれに限らない。
- (7) 必要に応じて地元との調整を密に行い、商店街、施設管理者等の開催会場に関わる関係者の意向に沿い、地域の特性を活かした運営を行うこと。
- (8) 広報や告知及び装飾等における制作物については、委託者の指示に従いフェスティバル全体のデザインコンセプトにトーン&マナーを統一すること。
- (9) 本事業のメインビジュアルについては、委託者が別途指定するデザインを使用すること。